

# 小名浜港荷主助成制度のご案内

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間（助成対象期間）に、小名浜港のコンテナ航路を利用して貨物の輸出入を行った荷主様に対して、コンテナ輸送に係る経費の一部を次の内容で助成いたします。

## 継続利用荷主向け

対象	継続利用荷主	利用拡大荷主
要件	助成対象期間中に小名浜港を利用した荷主	助成対象期間内に小名浜港を利用し、 <b>前年度の実績と比較して100TEU以上増加させた荷主</b>
助成額	輸入： <b>5,000</b> 円/TEU 輸出： <b>10,000</b> 円/TEU	継続利用荷主（左記）の助成上限額に 一律 <b>200,000円</b> を加算
上限	<b>50</b> TEU (最大 500,000円※全て輸出の場合)	—

## 新規利用荷主向け

対象	新規利用荷主	新規利用大口荷主
要件	小名浜港を利用したことがない荷主で、助成対象期間中に新たに小名浜港を利用した荷主	小名浜港を利用したことがない荷主で、助成対象期間中に <b>200TEU以上小名浜港を利用した荷主</b>
助成額	輸入： <b>10,000</b> 円/TEU 輸出： <b>20,000</b> 円/TEU	新規利用荷主（左記）の助成上限額に 一律 <b>1,000,000円</b> を加算
上限	<b>50</b> TEU (最大 1,000,000円※全て輸出の場合)	—

# 申請から交付まで

## 1 継続利用荷主・新規利用荷主の場合

- 1) 所定の様式に当該貨物の船荷証券(B/L)の写しを添付し事務局へ郵送
- 2) 事務局にて申請内容を審査し、内容に不備が無ければ交付決定通知書を送付
- 3) 指定の口座へ助成金を振り込み

## 2 利用拡大荷主の場合

- 1) 前年度の小名浜港における取扱実績よりも100TEU以上増加させた時点で、所定の様式に必要な事項を記入し、当該貨物に係る船荷証券(B/L)の写しを添付し事務局へ郵送
- 2) 事務局にて請求内容を審査し、内容に不備が無ければ交付決定通知書を送付
- 3) 指定の口座へ助成金を振り込み

## 3 新規利用大口荷主の場合

- 1) 所定の様式にて当該年度の事業計画(小名浜港でのコンテナ利用見込み)を事務局へ提出
- 2) 事務局にて内容を審査し、新規利用大口荷主としての採択または不採択を通知
- 3) 事業計画で示した取扱量に達した時点で、所定の様式に必要な事項を記入し、当該貨物に係る船荷証券(B/L)の写しを添付し事務局へ郵送
- 4) 事務局にて請求内容を審査し、内容に不備が無ければ交付決定通知書を送付
- 5) 指定の口座へ助成金を振り込み

- ・本制度は予算の範囲内で実施します。年度途中でも予算がなくなり次第終了します(先着順)。
- ・1コンテナに満たない小口混載貨物は除きます。
- ・助成金の交付申請は原則として1荷主につき1回とします。ただし、表面に掲げる貨物量の上限に達しなかった場合については、上限との差の範囲内において、1回に限り再度交付請求できるものとします。  
(なお、必ず次年度4月第1週までに助成金の交付申請は行ってください。)
- ・本制度に係る要綱及び各種様式については、当協議会ホームページからダウンロードできます。



## 福島県小名浜港利用促進協議会

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21(事務局:いわき市 産業振興部 産業みらい課内)

TEL:0246-22-1162 FAX:0246-22-7582

